

火葬場予約システム選定公募型プロポーザル実施要領

藤沢市福祉部福祉総務課で導入する「火葬場予約システム」の選定のため、次のとおりプロポーザルを実施する。

1 主旨

藤沢市では、藤沢聖苑（火葬場）を利用するための予約を電話及び窓口において受け付けて、紙台帳により予約情報を管理している。

多死社会の本格化に伴い、予約件数の増加が見込まれていることから、受付業務の効率化や正確性の向上、利用者の利便性の向上を図ることを目的にシステムを導入するものである。

システムの導入にあたっては、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、技術力及び事務処理に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルによって、システムの選定を行うものとする。

2 事業の概要

(1) 選定するシステムの名称

火葬場予約システム

(2) 事務局

担当課 福祉部福祉総務課

担 当 衛生施設担当

住 所 251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

電 話 0466-50-8258

E-mail fj-hoken-i@city.fujisawa.lg.jp

※◎は@と読み替えてください。

(3) システムの概要

別紙 1 「火葬場予約システム調達仕様書」

別紙 2 「火葬場予約システム機能要件一覧」

別紙 3 「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」

(4) システムリリース日

2025 年（令和 7 年）11 月 4 日（火）

(5) システム稼働予定日

検証稼働予定日 2025 年（令和 7 年）9 月 1 日（月）

本稼働予定日 2025 年（令和 7 年）11 月 4 日（火）

(6) システムの構築等にかかる予算の上限等

システムの導入に関する契約については、初期構築費用に係る業務委託契約（令和7年度完了払）及びシステム使用料（保守費用・L G W A N回線利用料・サーバー使用料含む）（月々の部分払）に係る契約を締結する。

機器は受託者と協議のうえ本市が調達を行うが、セットアップは受託者が行うこととし、その費用を含むものとする。

ア システム構築（令和7年度）

5, 8 7 4, 0 0 0円（税込み）

イ システム使用（保守含む）期間

本稼働日から2030年（令和12年）10月31日までの5年間を想定。

ウ システム使用料

5年間 5, 9 4 0, 0 0 0円（税込み）

令和7年度（5か月間） 4 9 5, 0 0 0円（税込み）

3 資格要件

公表開始日時点において、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- （1）2025年（令和7年）1月1日（水）現在に人口30万人以上の自治体（一部事務組合を含む）に対して、火葬場予約システムの導入実績（現在履行中のものも含む）があること。なお、提供可能な製品が新製品である場合は、当該新製品の前身である製品の導入実績も含めるものとする。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
公表日以後に当該申立てをした者については、参加資格を取り消すこととする。
- （5）一般財団法人日本情報経済社会推進協会による情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）の認証を取得していること。
- （6）「かながわ電子入札共同システム」による令和5年度・令和6年度競争入札参加資格者名簿の一般委託の営業種目「情報処理業務委託」で認定を受けていること及び令和7年度・令和8年度においても認定を受ける予定であること。
- （7）本プロポーザルの参加申込書の提出時において、法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程	提出資料等
実施要領	2025年（令和7年）3月31日（月）から	

参加表明書の提出期間	2025年（令和7年）3月31日（月）から 2025年（令和7年）4月14日（月）	参加表明書（様式第1号） 会社概要書（様式第2号） 契約書の写し
質問期限 （質問業者→本市） （本市→質問業者）	2025年（令和7年）4月14日（月） 2025年（令和7年）4月18日（金）	質問書（様式第3号） 任意様式にて回答
参加資格確認結果通知期限	2025年（令和7年）4月18日（金）	参加資格確認結果通知書 （様式第4号・様式第5号）
提案期限	2025年（令和7年）5月 8日（木）	提案書（様式第6号） ・システム提案書 ・機能要件一覧（別紙2） 見積書（様式第7号）
審査	2025年（令和7年）5月21日（水）	
審査結果	2025年（令和7年）5月23日（金）	選定結果通知書 （様式第8号・様式第9号）

5 実施要領

配布期間	2025年（令和7年）3月31日（月）から 2025年（令和7年）4月14日（月）まで
配布方法	本市のHPからダウンロードすること。

6 質問

受付期間	2025年（令和7年）3月31日（月）から 2025年（令和7年）4月14日（月）まで
受付方法	質問書（様式第3号）をEメールにより提出。 Eメールのタイトルを「プロポーザル質問書」とし、必ず送達確認のため事務局へ連絡を入れること。 なお、Eメールを送付する際、添付ファイルを含めたメールサイズは15MB以下で送信すること。
Eメールアドレス	fj-hoken-i@city.fujisawa.lg.jp ※◎は@と読み替えてください。
回答期限	2025年（令和7年）4月18日（金）
回答方法	本市のHP上で回答する。 なお、回答に対する再質問は受け付けない。 http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/

7 提案

期間	2025年（令和7年）4月21日（月）から 2025年（令和7年）5月 8日（木）17時まで ※必着（土日祝日を除く）
受付時間	9時から17時まで（12時から13時を除く）
提出方法	提出書類（正本1部、写し7部）を福祉総務課に事前に日時を連絡のうえ、持参又は郵送すること。なお、提出時に資格要件等の確認

	を行い、要件を満たさない場合及び提出書類に不足がある場合等については受理しないものとする。
提出書類	(1) 会社概要書（様式第2号） (2) 会社案内のパンフレット (3) ISMSの認証（写） (4) 提案書（様式第6号）一式 ア システム提案書 A4版 表紙・目次含め50ページ以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。A3は折り込み可であるが2ページ換算とする。片面・両面印刷は問わない。 なお、提案書の内容については次の評価項目について提案することとする。 (ア) 基本事項 a 基本的な考え方 b 構築実績 c 構築スケジュール d 構築体制 e 役割分担 (イ) システム概要 a 提案システムの概要 b システム構成図 c バージョンアップの考え方 (ウ) システム機能 a セキュリティ対策 b ログ管理機能 c データバックアップ機能 d 画面表示と操作性 e 検索機能 f EUC機能 g ユーザー管理機能 h レスポンス (エ) データ移行 (オ) サポート体制 a 障害時の体制 b 運用保守体制 (カ) その他 本市の火葬行政運営に資する機能がある場合に提案することとする。 イ 別紙2「火葬場予約システム機能要件一覧」にシステム適合状況を記入したもの。

	ウ 見積書（様式第 7 号）及び内訳書（任意様式） （ア）追加費用が発生する可能性のある旨の前提条件は、原則認めない。 （イ）見積金額が予算の上限を超えた提案者は失格とする。 （ウ）見積内訳書（任意項目）には、次の項目を含めて記載すること。 a パッケージ費 b 導入経費 （a）現地調整費（端末等） （b）パッケージ適用作業費 （c）カスタマイズ作業費 c 維持経費 （a）ソフトウェア保守費 （b）システム保守費（運用・保守報告、軽微な改修含む） エ 帳票サンプル（別紙 1「火葬場予約システム調達仕様書 2.3. 帳票要件」で必要と認められるもの） ※ 提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可
--	--

8 審査

火葬場予約システム選定委員会（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリングにより、審査を行う。

「火葬場予約システム選定公募型プロポーザル評価基準」のとおり、委員会の評価点、見積金額の評価点、機能要件の評価点の総合計得点により、優先交渉権者の選定を行う。なお、同点だった場合は機能要件一覧の評価点の高い者から優先するものとする。

また、提案書提出者が 4 者以上の場合は、事務局による書類選考（見積書及び機能要件一覧の評価）により上位 3 者のみプレゼンテーションを実施できるものとし、上位 3 者に出選されなかった提出者に対して、事務局から選定結果を 2025 年（令和 7 年）5 月 14 日（水）までに E メールにて通知する。

実施日	【予定】2025 年（令和 7 年）5 月 21 日（水） ※実施時間及び場所等については、別途連絡する。
出席者	5 名以内※ヒアリングを行うため、システム開発技術者を含むこと。
内 容	事前準備 10 分 プレゼンテーション 15 分程度 パッケージデモ 20 分程度 ヒアリング 20 分程度 片付け 5 分 ※プロジェクター・HDMI ケーブル・スクリーンについては本市が用意する。そ

	の他に必要がある場合は提案者が用意すること。 ※プレゼンテーションとパッケージデモで合計45分以内とする。
--	---

9 審査結果

通知日	【予定】2025年（令和7年）5月23日（金）
通知方法	書面により通知。なお、選定結果については、候補者及び第2位順位交渉事業者のみ名称を本市 Web サイトに公表する。また、「提案者の総合計点」及び「提案者の順位」については、当該提案者からの問い合わせに対してのみ、Eメールで回答する。

10 協議

- （1）優先交渉権者は、本市とシステム導入に向けた協議を行うこととする。
 なお、協議の結果、やむを得ない理由等により、システム開発ができない等の場合は、委員会で評価された次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行う。
- （2）優先交渉権は、選定結果通知書（様式第8号）の送付により効力を発生させる。

11 契約について

優先交渉権者との協議の結果により、本市が導入を決定したシステムについては、別途、構築業務委託契約者を決定し、契約を締結する。

12 留意事項

- （1）提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者は失格とする。
- （2）本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- （3）提出された書類は返却しない。
- （4）業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- （5）本市が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- （6）提案書の提出は1者につき1提案とする。
- （7）提案書を提出するに当たり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること（提案者とシステム提供業者が異なる場合等）。なお、その場合の構築実績は、単一のシステムに係るものを記載することとする。
- （8）プロポーザルに参加した者の名称等は公表しない。
- （9）審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- （10）本プロポーザルに参加する事業者は、候補者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
- （11）提案された書類すべての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）は本市に帰属する。

(12) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

以 上